

## I. 平成 18 年度における O T O の活動について

市場開放問題苦情処理推進会議（以下、O T O 推進会議）は、平成 18 年 3 月の第 39 回 O T O 推進会議において決定された平成 18 年度の活動方針に基づき、平成 18 年度は、アジア地域を中心とした問題提起プロセスの実施及び O T O 案件のフォローアップを実施した。

問題提起プロセスについては、在日外国大使館・在日外国商工会議所等から提起された案件はなかった。

O T O 案件のフォローアップについては、過去の対策本部決定等が着実に実施されているかどうかを確認すべく、所管省に報告を求めるとともに、問題提起者等にも現在の状況について意見照会を行い、提出された意見等に基づき審議を行った。

また、O T O 推進会議では、平成 17 年 7 月以降、O T O の見直しについての議論を行っており、本年度の議論を意見として取りまとめた。